

手稲区マスコットキャラクター使用申請書

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」を使用したいので承認願います。
なお、下記使用条件については了承し遵守致します。

申請日	令和 年 月 日
申請者 団体名 代表者名	
連絡先	区 条 丁目 番 号 (TEL - - -)
使用したい もの	<input type="checkbox"/> ダウンロードデータ <input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他 ()
使用目的	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利 <input type="checkbox"/> 使用基準第5条3項に基づく変更 ※ 営利目的の場合は本申請書と合わせてサンプルを提出願います。
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
借受日	令和 年 月 日 午前・午後 時頃
返却日	令和 年 月 日 午前・午後 時頃
使用条件	1 別紙「使用基準」、「着ぐるみ取扱説明書」を熟読したうえで、適切に使用してください。 2 使用により、自己及び第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとします。 3 着ぐるみの借受及び返却は、承認を得た者が行ってください。なお、借受、返却は土曜日、日曜日及び祝日、並びに12月29日から1月3日を除く8時45分から17時15分の間に行ってください。 4 着ぐるみをき損又は汚損した場合は、可能な限り修繕又は洗浄等をし、現状回復のうえ返却してください。なお、故意又は過失による損傷又は紛失の場合は、損害賠償を求めます。 5 使用基準に定める事項に違反した場合は、承認後であっても使用を取り消す場合があります。 6 承認より得た使用権を転貸し又は譲渡は禁止します。 7 その他、ていぬ活用委員会の指示に従ってください。 《ていぬ活用委員会事務局》 手稲区市民部地域振興課 TEL 681-2445
承認	可 · 不可

※ 借受日・返却日については、着ぐるみ使用の場合に記入してください。